

## 公益社団法人 日本矯正歯科学会ホームページガイドライン

### 【本ガイドラインの趣旨】

歯科医師および歯科医療に従事する者が広告を行う際には医療広告法を遵守することが求められている。また近年はインターネットの発達によりホームページを用いた情報提供や広告活動が行われるようになってきており、厚生労働省が平成 24 年 9 月ホームページガイドライン（以下、厚労省 HPG とする。）を公表した。厚労省 HPG は前提として、現時点でホームページは広告の範疇ではないとしたうえで、現実的には患者や消費者に医療機関選択に大きな影響を与えていることと、広告の範疇に入ると考えられるホームページもありうると考えガイドラインを定めている。

しかしながら、厚労省 HPG は医療に関わるホームページに対する一般的な指針であり、矯正歯科医療に特有な事柄や問題点に関しては解釈が分かれる点が多々認められる。また医療広告法や厚労省 HPG は遵守すべき最低限を示しており、さらに日本矯正歯科学会は学術団体として歯科矯正学的見地からの情報発信を行うことが期待されており、そのため厚労省 HPG を基に、現在の矯正歯科医療機関のホームページの実態に即し、また一段階高い水準で矯正歯科医療機関のホームページに対するガイドラインを設定すべきであると考えられる。

なお本ガイドラインは医療広告法および厚労省 HPG と、またその解釈を示している平成 26 年 3 月に公表された日本歯科医師会の「歯科医医療機関の広告ならびにホームページの取り扱いの理解を深めるために」の遵守を前提としている。しかしながら本ガイドラインは上述したように、さらにいくつかの点において本会独自のガイドラインを定めるものであり、言い換えれば日本矯正歯科学会は医療広告法と厚労省 HPG を 1 階部分として、同時に会員には 2 階部分として本ガイドラインを定め会員に遵守を求めるものである。

### 【本ガイドラインを遵守すべき対象】

日本矯正歯科学会会員が従事し矯正歯科医療行為を行う全ての医療機関が開設するホームページ、ブログ、ソーシャルネットワークおよびバナー広告などを対象とする。また上記には主に従事する常勤医療機関ばかりでなく、定期的に非常勤で従事する医療機関（医療機関の開設者および管理者が本会会員外の医療機関も含む。）、さらに本会会員が関わるスタディグループなどの団体もその対象となる。

### 【学会認定資格の掲載】

日本矯正歯科学会が認定する認定医、専門医、指導医はこれを過度に強調することのない限りにおいてはホームページ上に掲載することが出来る。しかしながら、資格を喪失した会員は速やかにその掲載を削除することが求められる。また活動実態がない、あるいは不明確と考えられる学会や団体の資格認定はその掲載を控えるべきである。さらにいわゆ

る研究会、スタディグループが認定する資格（認定医、専門医）、またセミナー受講の修了書や講習会のインストラクターなどの掲載も控えるべきである。なお資格認定の掲載には必ず認定を行った学会名を掲載する必要がある。

例：日本矯正歯科学会認定医、日本矯正歯科学会認定専門医

#### 【治療法および矯正歯科装置の掲載】

1. 矯正歯科治療の治療法および装置の名称は、日本矯正歯科学会学術用語集に記載されている学術用語、あるいは一般名称を用いるべきである。
2. 学術用語以外の用語やホームページ閲覧者の誤解を招きやすい表現は学術用語と併記して掲載すべきである。  
例) インプラント矯正（歯科矯正用アンカースクリューを用いた矯正歯科治療）
3. 商品名を掲載する際には必ず学術用語また一般名称を併記する。  
例) ○○ライナー（マウスピース型カスタムメイド矯正歯科装置）
4. 学術的に不適切と思われる治療法や装置の説明ならびに用語は掲載すべきではない。  
例) ブライダル矯正、スピード矯正、プチ矯正
5. 治療法や装置の説明において歯科矯正学的根拠を伴わない表現は使用すべきではない。  
例) 100%、99%、絶対、確実

#### 【治療費の記載】

治療費に関する記載において、日本矯正歯科学会員としての品格を損なう表現は使用すべきではない。例) 低価格、キャンペーン価格、期間限定価格など。

#### 【付記】

本ホームページガイドラインに違反する事項は日本矯正歯科学会倫理規定（広告と宣伝）第 25 条、26 条）に抵触するおそれがあります。本学会理事会で審議結果、倫理規定違反と判断された場合は日本矯正歯科学会倫理審査・懲戒規則（措置および処分：第 10 条）が適用されます。また本ホームページガイドラインは厚労省と消費者庁との連携の基に運用されます。